



回覧

佐原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 287-8555 香取市北1-4-1 TEL 0478 (54) 1331 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談会

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「申告相談」を実施しますのでご利用ください。

開催日	会場	所在地	時間
2月2日(水)	多古町役場 2階第4会議室	多古町多古584	午前9時30分から午後3時30分 (正午から午後1時を除く。) ※2月4日(金)及び10日(木)は 税理士による無料申告相談のみ
2月3日(木)～2月4日(金)	香取市役所本庁 5階大会議室	香取市佐原口2127	
2月7日(月)	神崎町役場 2階第2会議室	神崎町神崎本宿163	
2月8日(火)	東庄町公民館 2階第1研修室	東庄町笹川い4713-131	
2月9日(水)～2月10日(木)	小見川市民センター 3階304研修室	香取市羽根川38	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(ただし、次の申告書の作成は除きます。①土地・建物及び株式などの譲渡所得や先物取引がある場合 ②住宅借入金等特別控除初年度の場合 ③贈与税申告の方④相談が複雑な方)を作成して提出できます。

申告書等の提出のみの場合は、郵送又は佐原税務署窓口にてご提出ください。

- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(詳しくは裏面をご確認ください。)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますのでご了承ください。
- 正午から午後1時までの間は、昼休みの時間とさせていただきます。申告書の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(火) ～ 3月15日(火) ※ 土、日及び祝日を除きます。	佐原税務署 1階 大会議室	香取市北1-4-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑(3密)回避のために、「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券が無くなり次第受付を締め切る場合がありますのでご了承ください。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 税務署から「令和3年分確定申告のお知らせ」はがき等が届いた場合は併せてご持参ください。
- 確定申告期間中、駐車場が満車の場合の入庫待ちはできませんので、お車での来署はご遠慮ください。

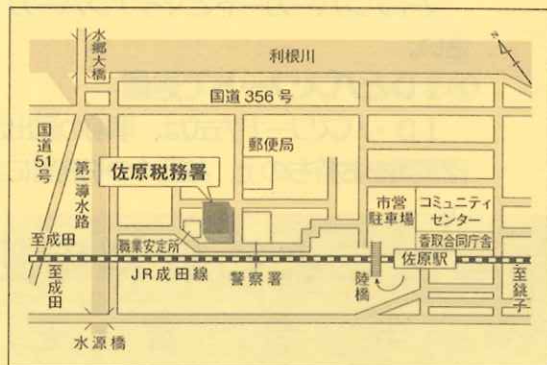
オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから!

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

